

平成 25 年 度

石狩市教育委員会会議（3月定例会）議案

- 議案第1号 石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正について
- 議案第2号 石狩市教育委員会職員職名規則の一部改正について
- 議案第3号 石狩市立学校施設使用料条例施行規則の一部改正について
- 議案第4号 石狩市立学校管理規則の一部改正について
- 議案第5号 石狩市スクールバス管理運営規程の一部改正について
- 議案第6号 石狩市いじめ防止基本方針の決定について
- 議案第7号 石狩市学校給食センターの整備について
- 議案第8号 教職員の処分内申について（非公開）

石 狩 市 教 育 委 員 会

日 程

日 時 平成26年3月27日(木) 午前13時00分

場 所 市役所本庁舎 市議会第2委員会室

日程第1 署名委員の指名

日程第2 議案第1号 石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正について

議案第2号 石狩市教育委員会職員職名規則の一部改正について

議案第3号 石狩市立学校施設使用料条例施行規則の一部改正について

議案第4号 石狩市立学校管理規則の一部改正について

議案第5号 石狩市スクールバス管理運営規程の一部改正について

議案第6号 石狩市いじめ防止基本方針の決定について

議案第7号 石狩市学校給食センターの整備について

議案第8号 教職員の処分内申について(非公開)

日程第3 教育長報告

日程第4 報告事項

① いじめ問題への取組マニュアル(平成26年度版)について

② 石狩市教育プラン後期基本計画の策定作業の進捗状況について

③ 委員提案制度の試行について

日程第5 その他

日程第6 次回定例会の開催について

平成26年 4月 日() 時 分開催

議案第 1 号

石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正について

平成 26 年 3 月 27 日提出

教育長 鎌 田 英 暢

このことについて、下記の内容のとおり一部改正したいので、石狩市教育委員会事務委任規則（平成 3 年教育委員会規則第 13 号）第 1 条第 3 号の規定に基づき議決を求める。

<改正内容>

市行政組織再編において「主幹」が新設されたことに伴い関係する規定について、所要の改正を行うもの。

議案第 2 号

石狩市教育委員会職員職名規則の一部改正について

平成 26 年 3 月 27 日提出

教育長 鎌 田 英 暢

このことについて、下記の内容のとおり一部改正したいので、石狩市教育委員会事務委任規則（平成 3 年教育委員会規則第 13 号）第 1 条第 3 号の規定に基づき議決を求める。

<改正内容>

市行政組織再編において「主幹」が新設されたことに伴い関係する規定について、所要の改正を行うもの。

議案第 3 号

石狩市立学校施設使用料条例施行規則の一部改正について

平成 26 年 3 月 27 日提出

教育長 鎌 田 英 暢

このことについて、下記の内容のとおり一部改正したいので、石狩市教育委員会事務委任規則（平成 3 年教育委員会規則第 13 号）第 1 条第 3 号の規定に基づき議決を求める。

<改正内容>

学校施設使用に当たり、使用者の利便性の向上や他施設との均衡を図るため、使用料の還付に関する規定について、所要の改正を行うもの。

議案第 4 号

石狩市立学校管理規則の一部改正について

平成 26 年 3 月 27 日提出

教育長 鎌 田 英 暢

このことについて、下記の内容のとおり一部改正したいので、石狩市教育委員会事務委任規則（平成 3 年教育委員会規則第 13 号）第 1 条第 3 号の規定に基づき議決を求める。

<改正内容>

学校職員の休憩時間の制度見直しに伴い、新たに休憩時間の個別付与が出来ることとなったことから、休暇等を請求する際に、当該学校職員の休憩時間の状況を記載して手続きを行うこととするため、関係様式に所要の改正を行うもの。

議案第 5 号

石狩市スクールバス管理運営規程の一部改正について

平成 26 年 3 月 27 日提出

教育長 鎌 田 英 暢

このことについて、下記の内容のとおり一部改正したいので、石狩市教育委員会事務委任規則（平成 3 年教育委員会規則第 13 号）第 1 条第 3 号の規定に基づき議決を求める。

＜改正内容＞

市行政組織再編における課名の変更に伴い、関係する規定について、必要の改正を行うもの。

議案第 6 号

石狩市いじめ防止基本方針の決定について

平成 26 年 3 月 27 日提出

教育長 鎌 田 英 暢

このことについて、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 12 条に基づき、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を次のとおり定めたいので、石狩市教育委員会事務委任規則（平成 3 年教育委員会規則第 13 号）第 1 条第 1 号の規定に基づき議決を求める。

石狩市いじめ防止基本方針

はじめに

子どもが健やかに成長していくことは社会全体の願いであり、そのため子どもたちが安心して生き生きとした生活ができる環境づくりが必要です。

子どもの心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるいじめ（インターネットを通じて行われるものを含む）は生命や身体に重大な危険が生じることもあり、社会問題となっております。

このような中、平成25年6月21日に国会で「いじめ防止対策推進法」が成立し、9月28日に施行となりましたことも踏まえ、本市においては、いじめを防止し、根絶していく取組をこれまで以上に推進していくために「石狩市いじめ防止基本方針」を定め、いじめの無い社会の実現をめざします。

<基本的な方向性>

1. 市として

- (1) いじめの防止や解決に向けて、必要な施策を総合的かつ効果的に推進します。
- (2) いじめを受けた子どもへの適切な支援を行うため、相談体制の充実に努めます。
- (3) いじめに対する適切な指導や対応を行うため、学校や家庭、関係機関との連携の強化や体制の整備に努めます。
- (4) 学校におけるいじめの実態把握に努めるとともに、いじめを把握した際には迅速に必要な措置を講じます。
- (5) 子どもたちがいじめについて理解し、いじめを行わない、許さないという意識の醸成に向け必要な啓発を行います。

2. 学校として

- (1) いじめ防止に関する基本的な方針を定め、これに基づいて必要な指導、支援を実施します。
- (2) あらゆる教育活動を通じて、社会性や規範意識、思いやりなどの豊

かな心を育みます。

- (3) 子どもたちが主体となっていじめについて考え、子どもたち自ら防止する取組が実践できるよう支援します。
- (4) 個別の面談やアンケート、子どもたちとの交流を通して、子どもたち一人ひとりの状況の把握に努めます。
- (5) いじめの早期発見、早期対応をするための組織体制及び相談体制を整えるとともに、いじめを把握した際には解決に向け迅速に組織的に対応します。
- (6) 保護者や地域、関係機関と連携し、情報を共有しながらいじめ防止に取り組みます。

<実施する施策>

1. いじめの防止

(1) いじめ問題対策会議の設置

教育委員会や学校の取組について課題を明らかにし、学校と教育委員会が共通理解のもと、より実効性のある対策を検討します。

(2) いじめ防止強調月間の実施

「いじめ防止強調月間」を設け、学校の実態に応じて、子どもたちが主体的に考える取組を実施します。

(3) スクールカウンセラーの配置

子どもたちが安心して相談ができるように専門的知識を有した職員の配置など相談体制の整備を図ります。

(4) その他必要な取組の実施

2. いじめの早期発見

(1) いじめ通報ホットラインの設置

相談などが難しい子どもや保護者の声を少しでも把握し、対応するため教育委員会（教育支援センター）に相談電話を設置します。

(2) いじめの把握のためのアンケート調査の実施

年2回、子どもたちを対象としたアンケート調査を実施し、いじめ

の把握に努めます。

(3) インターネットパトロールの実施

定期的にインターネットをパトロールし、インターネットを通して行われるいじめの防止と把握に努めます。

(4) その他必要な取組の実施

3. いじめへの対応

(1) 実態把握のための調査の実施

いじめを把握した際に、支援や措置を講じるため必要に応じて調査を行います。

(2) 緊急の人的派遣

いじめを受けた子どもに対する支援やいじめを行った子どもに対する指導などで人的支援が必要と判断した場合は人材を確保し、配置します。

(3) 関係機関との連携

いじめの中でも生命や身体に重大な影響を及ぼすものや犯罪行為として対応が必要なもの及びその他連携が必要と判断したものについては、警察や児童相談所などの関係機関に相談、通報し、適切な対応を行います。

(4) その他必要な取組の実施

<その他>

1. 取組マニュアルの徹底

市内小中学校には、毎年度初めに「いじめ問題への取組マニュアル」を周知して、各校のいじめ防止基本方針とあわせて、いじめ防止に向けた取組の更なる充実を図ります。

2. 基本方針の検証と見直し

基本方針の取組や内容については、3年ごとにいじめ問題対策会議等で検証し、必要に応じて見直します。

議案第 7 号

石狩市学校給食センターの整備について

平成 26 年 3 月 27 日提出

教育長 鎌 田 英 暢

このことについて、石狩市学校給食センター建設に当たり、別紙のとおり決定したいので、石狩市教育委員会事務委任規則（平成 3 年教育委員会規則第 13 号）第 1 条第 2 号の規定に基づき議決を求める。